令和元年6月28日開催 第2回あり方研究会意見書

現行業務条例	団体の意見	市の意見
•第1条(目的)	・公正な取引の場の文言を追記することの意図は何か。	・改正卸売市場法の目的の定義に合わせている。 ・生産者、出荷者と消費者のパイプ役として重要な公共の施設であるとともに、消費者(浜松市民及びその周辺住民)への安定的な生鮮食料品等の供給 を継続して行う義務が目的であるため。
・第3条(取扱品目) ・浜松市中央卸売市場市場施 設等の取扱品目に関する要 綱、別表1,2	き類はどうか。 ・改正卸売市場法では、部類性の廃止が謳わ	 ・現行条例どおりの品目の扱いと理解いただきたい。 ・改正卸売市場法の生鮮食料品等の定義で示されているとおり、野菜、果実、魚類等の生鮮食料品その他一般消費者が日常生活の用に供する食料品等として市長が別に定めるもの(取扱品目と併せて取扱う場合に限る。)を規定し、現在の「浜松市中央卸売市場市場施設等の取扱品目に関する要綱第2条の別表」に規定を残す予定である。 ・市としては、貴社が、現状以上の品目を考えているのであれば、本業と区分し、兼業として市場外販売を指導する。 ・部類性は、生鮮食料品等の種類による分け方で検討している。
・第4条(開場の期日)	・開場の期日を削除し、第5条の開場に時間の 規定を残す理由は何か。	・改正卸売市場法では、開場時間、開場期日の規定は、卸売業者の売買取引の条件の営業時間、営業日の公表で補えるため、条例規定は必要なくなった。 ・しかし、市場の24時間体制の施設維持管理は、市場運営であり、専門的な技術者等による委託事業は必要不可欠。そのため、開場時間を根拠立てる必要性があると判断し、規定を検討していた。今後は、開場期日と併せて規定する方向で検討している。
・第5条第2項(開場の時間等) ・浜松市中央卸売市場販売開 始時刻等要綱 販売開始時刻:午前3時 せり開始時刻: 青果部午前6:30 水産物部午前5時30分 販売終了時刻:正午	・両荷受けが同時にせり売を開始するのは無 理である。	・せり開始時間は、改正卸売市場法の公表において、卸売業者の営業日、営業時間により、せり時間を知らせる必要がある。また、出荷者との委託契約内容で周知することもできる。 ・市場の開場時間は、24時間規定であり、時間内であれば貴社が決めたせり時間が取引参加者(出荷者、仲卸業者、売買参加者及び買出人)に周知されれば問題ないとされている。
 ・第7条(卸売業者の数の最高限度) 青果部 2 水産物部 2 ・第19条(仲卸業者の数の最高限度) 青果部 12 水産物部 18 	・撤廃すべきである。	・第7条、第19条は、物理的な問題で、建物の構造上の限度数を規定している。 ・新規参入の意見もあった中、卸売業者、仲卸業者、関連事業者の更新制を構築し、更新時必要条件をクリアできない場合は、退去させて新規参入を公募することも検討事項と考えるかどうか。
・第13条(せり人登録) ・試験制廃止、研修会の開催等 へ	・せり人の卸売、市場業務に関する法令等の 講習会を行うならば、仲卸も講習会を実施して ほしい。	・仲卸業者の講習会も法、条例改正のたびに研修会を実施していく予定。

現行業務条例	団体の意見	市の意見
	・第4号の廃止に伴い卸売会社が仲卸を関連会社化すること、また場内において仲卸業務を行うことは可能になったと判断してよいのか。	 ・改正卸売市場法では、卸売業者又は仲卸業者の役員の兼業については制限されないため、法令等の遵守事項に抵触しない。 ・差別的取扱い等の行為等、特定の者のみが優遇されることがないことが必須である。 ・卸売業者が仲卸業務を営む別会社を設立し、当該卸売業者の役員と重複して市場の仲卸売場において事業をすることは可能である。ただし、市場の仲卸売場に空きがあり、所定の店舗売場で業務許可を受けるのことが原則である。
	・卸売、関連事業者も許可条件を明記されたい(そもそも新規業者を想定していない。)。 ・退場条件には、破産者や禁固以上の刑に加えて、第77条の発動による退場を明記すべきである。	・現行条例第20条(仲卸しの業務の許可)において規定されているように、卸売業者は、改正条例(案)によって同じく規定をする。卸売業者は、国の管轄から市の管轄となる。 ・現行条例第33条(関連事業者の設置)、同法第34条(許可の基準)で規定されている。 ・改善措置命令等で許可の取消しを受けている者は、3年以上を経過しないと許可しないことが規定されている。
・第41条(売買取引の方法) ・別表1:せり売又は入札 ・別表2:せり売相対割合 ・別表3:せり売、入札又は相対 取引	・地元漁師、漁協が直接市場へ持ち込む地場物物品は全量せり売にするべきである。	・改正卸売市場法では、詳細規定は撤廃。 ・開設者は、取引方法のみを条例で規定し、現行条例の別表第1~4についての詳細規定はしない方向で検討している。 ・地場の漁協では、漁獲物品の売買取引方法に対するこだわりはなく受入の卸売業者があって、委託販売、代金回収が可能であれば問題ないとの話であった。 ・仲卸業者では、量販店への配送対応の時間に難があり、せりを待っては間に合わないため、別表規定は不要との声がある。また、せり人の機転を望む声もある。 ・せり人は、出荷者の安定的な生活を確保するために、有利な取引を実行することが求められている。 ・卸売業者の公表する取引条件として、双方が違う売買取引を公表することで出荷者が選択することにより、競争原理が働き市場活性化を促す可能性もある。
・第43条(卸売業者の業務の規制)	・また、それに関して第43条の卸売業者の業務の規制との整合性は。	 ・兼業業務における役員の重複においても特に規定はない。上述したとおりである。 ・兼業業務は、卸売業務ではないため、市場内敷地において行うことはできない。市場は、卸売市場として、その目的を果たすための施設、目的以外での営業を市場敷地内で行うことはできない。
制)		・第54条第2項に、「許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等」と規定されていおり、これは、条例第3条の取扱品目で部類ごとである青果部、水産物部ごとの許可物品にかかっている。改正条例案においても扱いは同じである。
	・また、仲卸のみが、特定の品目を扱う場合は、どのように対応するのか。 ・仲卸しの場内の購入比率をどのように考えるのか。	 ・仲卸業者は、市場の卸売業者から買受て場内店舗等で販売することが定義されている。 ・特定の品目とは何か。取扱品目以外のものの扱いは、卸売業者と同様、兼業業務としての市場外での取引扱いなら可能となる。 ・比率について条例等の規定はしない。 ・仲卸業者の直荷引きが、本来業務である「市場において卸売を受けた生鮮食料品等を市場の店舗において販売する者の定義を逸脱した行為」(最大50%が目安)が判明したときは、当該市場の仲卸業者としての許可は認められない。このため、業務検査等で事実確認ののち、規定に沿って改善措置命令を発動し、改善がされなければ監督処分として許可取り消しを考える。
	させる方針であれば、報告義務に対する罰則 規定が必須である。	・現行条例、改正条例(案)でも、報告及び検査によって状況を把握し、業務上又は、財務上に問題があれば改善措置命令を発動し、是正を求めいく規制はされている。 ・また、この条例及び規則等が遵守されない場合は、卸売業者、仲卸業者、関連事業者の許可の取消し等を命じることとなっている。 ・第三者販売、直荷引き、商物一致の原則など各種報告に対し、実績報告を誠実に提出いただきたい。この義務を怠った場合の罰則規定は、上述のとおりである。 ・新たに、罰則規定を設けるべきとの意見もあるがどうか。

令和元年6月28日開催 第2回あり方研究会意見書

現行業務条例	団体の意見	市の意見
	・条例で縛るよりも、場内の取引ルールである 程度対応していきたいとの発言が当初あった と思うが、どの程度の権限を付与していく予定 なのか。	
	べきである。	【入場条件として】 ・卸売業者は、卸売市場法の改正により許可権限が開設者となるため、新規規定作成。 ・仲卸業者・関連事業者の業務許可、売買参加者・買出人しの承認は、現行条例で規定されており、改正後も引継ぐ。 【退場条件として】 ・出荷者、卸売業者、仲卸業者、関連事業者、売買参加者、買出人の第78条(監督処分)において規定している。 ・開設者は、既存の業者の優先と考えているわけではなく、市場の活性化の一つの手段として、卸売業者、仲卸業者も新規者を公募することは、新陳代謝を図ることと感じる。 ・市場内の競争ではなく、市場外との自由競争に勝ち抜く体制を確立していくことが重要と判断する。
その他	・ハサップを取り入れた衛生管理のため、市場 衛生検査所を設けてほしい。	・市場衛生検査所の設置は、条例改正とは別物であり、要望として承っておきたい。

[※]商業協同組合(売買参加者、買出人)、関連事業者からの意見なし。